

議第71号

高山市印鑑条例及び高山市住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例について

高山市印鑑条例及び高山市住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年9月4日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

印鑑登録証明書等の交付を、証明書自動交付機から民間の多機能端末機に変更するため改正しようとする。

高山市印鑑条例及び高山市住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例

(高山市印鑑条例の一部改正)

第1条 高山市印鑑条例（昭和52年高山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(<u>自動交付機</u>による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら本市の電子計算機と電気通信回線で接続された<u>専用の端末機</u>（以下「<u>自動交付機</u>」という。）に印鑑登録証又は印鑑登録カード及び暗証番号（暗証として入力された4桁のアラビア数字をいう。以下同じ。）を使用して必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。</p>	<p>(<u>多機能端末機</u>による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら<u>多機能端末機</u>（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する<u>端末機をいう。</u>）に印鑑登録カード及び暗証番号（暗証として入力された4桁のアラビア数字をいう。以下同じ。）を使用して必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。</p>

(高山市住民基本台帳カード利用条例の一部改正)

第2条 高山市住民基本台帳カード利用条例（平成15年高山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(利用目的)</p> <p>第2条 法第30条の44第12項の条例に規定する目的は、次に掲げるサービスを市民に提供することとする。</p> <p>(1) <u>証明書自動交付機</u>を利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書その他の証明書の交付を受けるサービス</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(利用目的)</p> <p>第2条 法第30条の44第12項の条例に規定する目的は、次に掲げるサービスを市民に提供することとする。</p> <p>(1) <u>多機能端末機</u>（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する<u>端末機をいう。</u>）を利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書その他の証明書の交付を受けるサービス</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。